

No	発言者	テーマ	要旨	回答	備考
1	蔵治委員 ほか	森林区分と施業体系	提示内容がわかりにくい。構想づくり議論の中で、施業方針なども含め、皆伐の有無か、あるいは目標林型の達成か、どちらを重要とするかなど再検討が必要。	当日のご意見を踏まえ、事務局内で検討中です。整理できましたら委員会で協議させていただきます。	
2	片桐委員	針広混交林化のメリットや効果	針広混交林化を市の施策として推進するのであれば、針広混交林化のメリットや効果を明確に提示しないと理解しにくいのではないかと。	<p>森づくり構想において人工林の針広混交林化は、拡大造林期の植林ブームの際に造成された人工林が、その後の社会情勢の変化により手入れ不足となった歴史を踏まえ、これから目指す森の姿として、尾根部や急傾斜地等の林業に向かない立地等において、広葉樹の導入を進め将来的には植生遷移に委ねる森のことです。</p> <p>針広混交林化のメリットの一つは、施業にかかる費用の一部を市費により今後も支援していく方針であることや、再植林を想定していないため将来の再造林費用が発生しない等の金銭的なメリットがあります。二つ目には、広葉樹などいろいろな樹種があることで四季の変化や香り、山菜やシイタケ作りなど「楽しい森」になるという精神的なメリットがあります。</p> <p>前回の作業部会の資料で紹介した、森林所有者を対象に実施したアンケート調査では、費用負担がなければ森林組合等に間伐を委ねてもよいとする森林所有者が全体の7割、また針広混交誘導林への移行に賛同する森林所有者は約6割を占めました。こうした所有者意識の変化を捉え、市と森林組合が連携して、針広混交林化について働きかけていきます。</p>	

No	発言者	テーマ	要旨	回答	備考
3	大江委員	木材需要に対応した森林管理のあり方	川上にマーケット情報がフィードバックされず、川下のニーズが川上に全く見えてこないのは、川下の需要を起点とする森づくりを議論せずに、森林保全の議論に終始している点に原因があるのでは。本森づくり委員会の議論に根本的に欠けていて、ずっと避けてきた議論だ。環境保全の議論に集中しており、経済林のあるべき像を理解しないまま議論している。	川下のマーケットニーズを踏まえた森林管理は、各地で以前より議論が行われていますが、ほとんどの地域ではうまく行っていません。その理由としては、植林から収穫に至る林業の長い時間と、現代のマーケットの変化の速さが大きく異なるため、川上側において、長期的な需要の想定が非常に難しいことがあります。 市としては平成30年度に稼働予定の中核製材工場や地域の製材工場との連携を密にして、市場が求める商品を必要量・必要時に出荷できる体制を整備することで、山元への利益還元を推進するとともに、マーケットに関する情報収集を適宜行い、川上の森づくりにも反映していきます。	
4	永井委員	森づくり基本計画（地域材の生産・流通・利用促進プロジェクト）における「木育」の使い方	「木育」という言葉の扱いを再検討してほしい。教育は子どもの権利として位置づけられ、私たち国民の三大義務の一つでもあるという観点から、「木育」を使用する場合も注意が必要。森づくり構想の木材利用の項目における「木育」の使用は、政策の実現を目的とする使い方、教育本来の趣旨に反し、抵抗がある。 1ページ（1）3段落目「木育等を通して」、 （2）④「木育や」は「木育」を用いなくても意味は通じるので不要ではないか。4ページ⑩の「木育イベント」「常設型木育広場」は既に世間一般でも使用されている使い方であり、さらに見出しが「市民理解の促進」とあり、「市民の関心を高めます」で締められているので、使い方としては許容範囲であると思う。	ご指摘通りと考えますので、意見の通りの用語の整理で修正します。	

No	発言者	テーマ	要旨	回答	備考
5	青山オブザーバー	森林保全に関するルール設定「①山地災害等防止において重要なエリア」の考え方	河畔林・湖畔林の場合「河畔沿いに両側10mの保護林帯」が重要エリアになっているため、河川の傾斜や流量に関係なく、すべての中小河道を横断する形での新規路網の開設を控えることとなり、実質的にほとんどの新規路網の開設が困難となってしまう可能性がある。河畔林の対象エリアには「新規の林業用路網の開設を原則控える」というルールの適用を除外するか、適用を谷側に被災対象有の河道のみに限定してほしい。	市内の林業用路網は、毎年林道から搬出路まで含めて、20kmを超える新規の整備がされていますが、とりわけ作業路や搬出路については、中小河道沿いや横断する形での線形も多い現状は承知しております。今回の森林保全のルール設定は、河畔林や湖畔林から離す形での線形が可能であればそのような選択をする努力をしてほしい、という趣旨です。 ご意見を踏まえ、河畔林の対象エリアでは皆伐は原則控えること、新規の林業用路網の開設は控えるよう努める、という趣旨の表現に変更します。今後、作業道等の開設を検討される場合は、この方針を踏まえて、個別に森林課に協議していただければと思います。	
6	青山オブザーバー	森林保全に関するルール設定の「②大規模皆伐の抑制」	1か所当たりの皆伐の上限面積を3haとすることに問題はないと考えるが、同地域にて3年連続3haの伐採した場合、9haもの皆伐地が出現することになる。複数年にわたる大規模皆伐にはある程度の幅を持った保護樹林帯を残す、複数年の合計面積の上限を定める等の別途規制が必要であると考え。また、郡上市では急傾斜地のみを対象とされているが、緩傾斜地を対象とする必要はあるのか。	当該ケースにおいては、ご提言のとおり、隣り合う皆伐地の間に保護林帯（例として10m幅）を設ける等の対応を検討しています。森林保全のルールの細かい規定については、来年度に治山などの専門家を交えたプロジェクトを立ち上げ、ガイドラインを策定していく予定です。 なお、郡上市では、急傾斜地のみを対象にしたルールではなく、傾斜にかかわらず、大面積皆伐の規定を設けたり、水源地域の皆伐を制限する等の取組を行っています。 建設的なご意見をありがとうございます。	
7	永井委員	森づくり構想「森林管理の基本方針」における用語の使い方、統一性	言葉の微妙なずれが気になったため、訂正ではなく、言葉を統一して使うということについての具体例として、各ページの本文や表、図の言葉を統一してみた。	ご指摘を踏まえ、事務局内で継続して検討中です。引き続きご意見いただければ幸いです。	

No	発言者	テーマ	要旨	回答	備考
8	岡本会長		急傾斜地が35～40度以上では、基準にならない。(地質で区別するのか)	<p>一般に30～35度は土砂の安息角とされており、35度以上の急斜面では斜面崩壊が発生しやすいとされています。実際に東海豪雨時の被害地をみても、全体の9割が35度以上の斜面であり、こうした根拠から35～40度以上を基準として設定しています。</p> <p>ただし、微地形の多い豊田市において、現地で角度をどう判定して線引きしていくかは悩ましい課題であり、来年度策定するガイドラインの中で詰めていきます。</p>	
9	岡本会長	森林保全に関するルール設定「①山地災害等防止において重要なエリア」の考え方	河畔・湖畔は、防災でなく環境保全が主ではないのか。	河畔林等における保護林帯の設置は、防災面では、樹木の根による「杭効果」と「網目効果」による土砂の崩壊防止効果を期待しています。さらに、保護林帯は環境面からも、河川の側面からの土砂流出を食い止めるバッファゾーンとしての土砂流出防止機能も期待され、これは防災面でも非常に大きな役割を果たします。加えて、昨年度の森林保全・人材育成作業部会でも説明したとおり、河畔林の持つ生物多様性保全機能についても、ご指摘のとおり期待しているところで	
10	岡本会長		0次谷は、点的なものなのか、その上部を含むのか(例えば、源頭部から10m以内)。0次谷の下側の無水谷・有水谷を含むのか。「河畔林・湖畔林」のように幅を持つのか。	0次谷は谷の源頭部に多く、エリア設定としては、0次谷を基点とした集水域のエリア設定を想定しています。さらに、下流側の被災対象までの区間についても、河畔林の保護林帯の設置とあわせて、樹林帯を残すことで保全を図っていきます。運用にあたっては分かりやすい基準設定が必要となるので、来年度策定のガイドラインで詰めていきます。	

No	発言者	テーマ	要旨	回答	備考
11	岡本会長	森林保全に関するルール設定「③森林保全ルールと運用」の考え方	「森林法における伐採届出制度を利用して、指導する」としているが、その根拠となると思われる森林整備計画に規定しなければ、法的には実施できないと考えられる。	今年度（平成29年度）に策定する構想で取り扱う、森林保全のルール設定の内容については、平成30年度に市森林整備計画に反映させ、森林法における伐採届出制度に位置づけて運用します。	
12	岡本会長		森林整備計画に、保安林の規制を上回る規制を普通林に設けることは、法的に無理がある。（必要なら新たに条例の規定を設ける必要があるのではないか。）	ご指摘についてはまさにその通りですが、北海道標津町や岐阜県郡上市ではそうした森林法の枠組みの下で、独自のルール・ガイドラインづくりを進め、森林所有者や林業事業体に理解を得ながら森林保全のルールに取り組んでいます。豊田市でもこうした事例を踏まえて実施する方針です。	
13	岡本会長		多くが対象と思われる森林経営計画対象の森林には、伐採届出制度は適用できない。	市内における森林経営計画の認定面積は、平成28年度末で約1,940haであり、市内の森林面積の3%程度にすぎず、市内の多くの人工林は、伐採届出制度でカバーできます。しかし、森林経営計画対象森林や保安林なども一部残りますので、今後、森林保全のルールについて関係機関と協議していきます。	
14	岡本会長	森づくり構想「森林管理の基本方針」における「森林区分」の考え方	森林区分、特に針広混交誘導林の位置付けについて、私案を提示。	ご指摘を踏まえ、事務局内で継続して検討中です。引き続きご意見いただければ幸いです。	